

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について

(平成 22 年3月期版)

平成 22 年3月期における有価証券報告書の記載事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等(以下「財務諸表等規則等」といいます。)並びに企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」といいます。)等が改正されていますので、以下の事項に留意の上、作成・提出をお願いします。

(注) 法令又は会計基準の用語等については、略して記載している場合があります。

1. 上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実

上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況の開示については、これまでも、コーポレート・ガバナンスの向上を図る観点から、充実・強化が行われてきましたが、その一環として、今般、開示府令を改正し、コーポレート・ガバナンス体制、役員報酬、株式の保有状況を新たに記載項目としました。

新たに追加した事項は次のとおりです。

なお、非上場会社においては、コーポレート・ガバナンスの状況についての改正点はありません。

(1) コーポレート・ガバナンスの体制

① コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンスの体制(会社が任意に設置する委員会等を含む。)の概要及び当該体制を採用する具体的な理由を記載することとなります。

② 監査役の財務会計に関する知見

監査役(監査委員会)監査の組織、人員については現行でも記載事項であるところ、さらに、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容を具体的に記載することとなります。

③ 社外役員

(ア)社外取締役・社外監査役のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割(独立性に関する考え方を含む。)並びに社外取締役・社外監査役の選任状況に関する考え方、(イ)社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係、(ウ)社外取締役・社外監査役を選任していない場合には、それに代わる体制及び当該体制を採用する理由の記載が必要になります。

(2) 役員報酬

① 総額開示

取締役(除く社外)、監査役(除く社外)、執行役及び社外役員の区分(役員区

分)ごとに、役員報酬等の総額、報酬等の種類(基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等)別の総額及び対象となる役員の数を記載する必要があります。

② 個別開示

役員ごとの氏名、役員区分、連結報酬等(提出会社の役員としての報酬等及び主要な連結子会社の役員としての報酬等)の総額、連結報酬等の種類別の額について、会社と各主要な連結子会社に区分して記載する必要があります。但し、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限って記載することができます。

③ 使用人兼務役員

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがあれば、総額・対象役員数・内容を記載する必要があります。

④ 役員報酬等の決定方針

提出日現在において、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載し、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載する必要があります。

(注1)「報酬等」:報酬等は、報酬、賞与その他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、当期に係るもの及び当期において受け、又は受ける見込みの額が明らかになったもの(当期前の有価証券報告書において記載したものを除く。)をいいます。

(注2)提出会社の役員が連結子会社から受ける役員報酬等について、例えば、重要性に乏しい複数の連結子会社から役員として受ける報酬等の合計額が提出会社の役員として受ける報酬等の額に比して稀少であるような場合には記載を要しないものと考えられます。

(3) 株式保有の状況

① 政策投資目的の投資株式

まず、当期の貸借対照表に計上されている投資有価証券(投資株式)のうち、純投資目的以外の目的(政策投資目的)で保有する投資株式について、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載した上で、政策投資目的で保有する上場投資株式のうち、当期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄(銘柄数が10銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位10銘柄に該当するもの)について、銘柄・株式数・貸借対照表計上額・具体的な保有目的を記載する必要があります(銀行・保険会社は貸借対照表計上額の上位10銘柄を記載)。

なお、23年3月期は、開示する個別銘柄数の変更、みなし保有株式の開示等が必要となるので注意が必要です。

② 純投資目的の投資株式

純投資目的で保有する投資株式については、上場株式、非上場株式に区分し、(ア)当期及び前期における貸借対照表計上額のそれぞれの合計、(イ)当期にお

ける受取配当額、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計を記載する必要があります。

(注1)「純投資目的」:専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言うと考えられます。なお、保有目的に応じた具体的な区分の態様は、個々の会社における経営判断に従うこととなります。

(注2)開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(e) iiiに規定する株式の「評価損益」には、最近事業年度末における当該株式の貸借対照表計上額と取得原価の差額(いわゆる含み損益)及び最近事業年度における減損処理額※が該当します。

※ 例えば、貸借対照表計上額と取得原価の差額及び減損処理額を区分して記載することが考えられます。

(注3)23 年3月期から、提出会社が持株会社の場合に別途の開示を要するので注意が必要です。

(注4)銀行・保険会社には開示する個別銘柄数及び提出会社が持株会社である場合の開示について、他の会社とは異なる段階的な適用を定めているので注意が必要です。

(4) その他

株主総会において決議事項が決議された場合、当該決議の結果(賛成に係る議決権割合等)等を記載した臨時報告書の提出が必要となります(開示府令 19 条2項9号の2)。

なお、出席株主の議決権行使の一部を集計しないという実務に配慮し、議決権数の一部を賛成等の議決権数に算入しなかったときは、その理由を記載することとなっています。

2. 有価証券報告書の定時総会前提出

有価証券報告書の情報は、定時株主総会において株主が意思決定を行う上で重要な参考情報になるものと考えられることから、有価証券報告書を定時株主総会に先立って提出ができるよう改正が行われています。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

(1) 添付書類

定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合は、定時株主総会に報告しようとする、または承認を受けようとする計算書類および事業報告を添付することとされています(開示府令 17 条1項1号ロ)。

(2) 記載事項

定時株主総会の決議により内容に変更が生じる可能性がある記載事項については、あらかじめ株主及び投資者に周知しておく必要があることから、有価証券報告書の該当する記載事項の箇所において、定時株主総会における決議事項である旨及びその概要について記載する必要があります(開示府令第三号様式記載上の注

意(1)e)。

例えば、定時株主総会において役員の選任が決議事項となっている場合は、「役員の状況」において、有価証券報告書提出日現在の役員の状況に加え、定時株主総会において役員の選任が議案となっている旨と選任予定の新役員の状況の記載が必要となります。

なお、有価証券報告書に記載した決議事項が、定時株主総会において可決された場合には、その内容を事後的に訂正する必要はありません。

有価証券報告書に記載した決議事項について、修正等が行われた場合には、その旨及びその内容を記載した臨時報告書の提出が必要となります(開示府令 19 条 2 項 9 号の 3)。この場合においても、有価証券報告書に記載した決議事項を事後的に訂正する必要はありません。

(3) その他

定時株主総会前に有価証券報告書を提出する場合においても、内部統制報告書を有価証券報告書と同時に提出する必要があります。

3. 信託等を利用した従業員持株制度(日本版ESOP)の開示

信託等を利用した従業員株式所有制度は、持株会等を利用し、会社の株価上昇によるメリットを従業員等が享受することができることで、企業価値向上のインセンティブを付与することができるとされています。このような従業員株式所有制度の導入は、ストックオプション制度等と同様、重要な投資情報であると考えられることから、有価証券報告書における開示項目とする改正が行われています。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

(1) 従業員株式所有制度の定義

「従業員株式所有制度」は、「①株券の発行会社の役員、使用人、子会社等の従業員又は②これらの者を対象とする持株会に会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得等させることを目的とし、当該株式の取得等を行う信託等を利用した制度」と定義されています。

(2) 記載事項

以下の事項を【従業員株式所有制度】として記載することになります。

- ① 従業員株式所有制度の概要
- ② 従業員持株制度に取得等させる予定の株式の総数又は総額
- ③ 従業員株式所有制度による受益権等を受けることができる者の範囲

4. 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表され、平成 22 年3月期から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸

表に、国際会計基準(IFRS)の任意適用を認めることが適当であるとされたため、連結財務諸表規則等が改正され、国際会計基準の位置づけを明確化し、国際会計基準によって連結財務諸表を作成することができる企業の対象範囲等を規定しています。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

(1) IFRSを適用できる企業

- ① 上場企業であること。
- ② 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み(財務会計基準機構に加入すること等)についての記載を行っていること。
- ③ 指定国際会計基準(下記(2)参照)に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。
- ④ 次の要件のいずれかを満たすこと。
 - 会社、親会社、その他の関係会社等が
 - (ア) 外国の法令に基づき、法令の定める期間ごとにIFRSに従って作成した開示書類を開示していること。
 - (イ) 外国市場の規則に基づき、規則の定める期間ごとにIFRSに従って作成した開示書類を開示していること。
 - (ウ) 外国に資本金 20 億円以上の子会社を有していること。

(2) 適用となるIFRSの内容

国際会計基準審議会が公表した基準のうち、①公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、②公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを、「指定国際会計基準」として、金融庁告示において個別に指定することとしています。

(3) 並行開示等

IFRS導入初年度には、【業績等の概要】において、前期分及び当期分の日本基準に基づいて作成した要約連結財務諸表(並行開示)並びに指定国際会計基準と日本基準との差異(連結財務諸表の主要項目についての差異の概算額等)の記載が必要です。

なお、当期分の日本基準との差異については、継続的に記載することとなりますが、並行開示とともに、財務計算に関する書類ではありませんので、監査対象外となります。

(4) 個別財務諸表

これまでどおり日本基準による作成が必要ですが、連結財務諸表を作成していない会社については、日本基準による個別財務諸表に加えて、指定国際会計基準による個別財務諸表を作成することができます。

(5) 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについての記載

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについては、【経理の

状況】の冒頭部分に記載することとなりますが、IFRSを導入していない場合においても、当該取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容（財務会計基準機構に加入すること等）を記載する必要があります。

5. 「金融商品に関する会計基準」の改正等に伴う財務諸表等規則等の改正

金融商品の時価情報に対するニーズの高まりを踏まえ、金融商品の状況や時価等に関する事項の開示が充実されることとなったため、有価証券に関する注記及びデリバティブ取引に関する注記事項が改正され、金融商品に関する注記事項について規定を新設する改正が行われ、適用となっています。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

(1) 金融商品に関する注記

- ① 金融商品の状況に関する事項（取組方針、内容・リスク、リスク管理体制）の記載が必要となります。
- ② 金融商品の時価等に関する事項について、貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額及び時価、計上額と時価との差額、時価の算定方法並びにこれら時価、差額及び算定方法の説明の記載が必要となります。なお、時価の把握が困難な場合には、その旨及びその理由を記載する必要があり、時価、差額、算定方法及びこれらの説明についての記載は不要です。
- ③ 金融商品の定量的リスクについて、金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要である会社※1が、(ア)リスク管理において定量的分析を利用している場合は、定量的情報及びこれに関連する情報、(イ)リスク管理において、定量的分析を利用していない場合は、その旨及びリスクの要因の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報の記載をする必要※2があります。

※1 金融機関等を指すものと考えられる。

※2 金融資産及び金融負債の主要な市場リスクの要因となる指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合に限る。

- ④ 償還・返済予定額について、金銭債権又は有利子負債の償還又は返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額の記載が必要となります。

(2) 有価証券に関する注記

上記(1)に記載した事項に加えて、有価証券の保有目的ごとに区分した上、必要に応じ、貸借対照表計上額が取得原価を超えるものと超えないものに分け、貸借対照表計上額、時価、貸借対照表計上額と時価との差額等を記載し、また、当期中に減損処理を行った場合は、その旨及び減損処理額を記載すること等が必要になります。

(3) デリバティブ取引に関する注記

上記(1)に記載した事項に加えて、ヘッジ会計が適用されていないもの(デリバティブ取引の種類、市場取引・市場取引以外の取引、買付約定・売付約定、決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間等に区分)と、ヘッジ会計が適用されているもの(ヘッジ会計の方法、デリバティブ取引の種類、ヘッジ対象等に区分)に区分した上、取引の対象物(通貨、金利、株式、債券等)の種類ごとに、契約額又は元本相当額、時価及び時価の算定方法の記載が必要になります。

6. 「工事契約に関する会計基準」等の公表に伴う財務諸表等規則等の改正

工事契約については、原則として、工事進行基準が適用されることとなったため、会計方針の記載及び注記事項等について規定を新設する等の改正が行われ、適用となっています。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

なお、工事契約には、受注制作のソフトウェアも含まれるので注意が必要です。

(1) 工事進行基準の適用

工事進行基準が適用され、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合にはこの要件を満たさないものについて工事完成基準が適用されることになり、重要な会計方針の記載として、工事契約に係る収益及び費用の計上基準を記載する必要があります。また、工事進捗度を見積るために用いた方法を記載する必要があります。

(2) 同一の工事契約

同一の工事契約についてたな卸資産と工事損失引当金が両者ある場合は、①両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができ、その旨及び相殺表示したたな卸資産の金額を記載する必要がありますが、②同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金を相殺しないで表示する場合は、その旨及び当該工事損失引当金に対応する当該たな卸資産の金額を記載する必要があります。

7. 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表に伴う財務諸表等規則等の改正

棚卸資産に分類されている不動産以外の不動産であって、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有している不動産(賃貸等不動産)については、新たに時価等の注記が必要となったため、注記事項について規定を新設する等の改正が行われ、適用となっています。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

(1) 賃貸等不動産に係る注記事項

①賃貸等不動産の概要(不動産の内容、種類、場所等)、②賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当該事業年度における主な変動、③賃貸等不動産の貸借対照

表日における時価及びその算定方法、④賃貸等不動産に関する損益について、記載が必要となります。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当該事業年度における主な変動

賃貸等不動産の貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額を記載するものとし、変動に重要性があるときに、その事由及び金額について記載する必要があります。

(3) 賃貸等不動産の貸借対照表日における時価及びその算定方法

賃貸等不動産として使用されている部分とそれ以外で使用されている部分で構成されている不動産について、賃貸等不動産の時価又は損益を、実務上把握することが困難であるときは、当該不動産全体を対象不動産として記載することが可能です。また、この場合、その旨及び当該不動産全体における注記事項を他の賃貸等不動産とは別に記載する必要があります。

(4) 賃貸等不動産に関する損益

賃貸等不動産に関して直接把握している損益のほか、管理会計上の数値に基づいて適正に算定した額その他の合理的な方法に基づく金額によって、記載することが可能です。なお、賃貸等不動産として使用されている部分とそれ以外で使用されている部分で構成されている不動産についての取扱いは(3)と同じです。

8. 継続企業の前提に関する注記等

「継続企業の前提に関する注記」に関する規定の改正については、平成21年3月期より適用となっていますが、あらためて留意事項を記載しています。

(1) 財務諸表等規則等の適用

貸借対照表日に「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」が認められる場合は、まず、経営者がその事象や状況を解消し、又は改善するための対応策を検討、評価することになります。

こうした対応策を講じてもお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、継続企業の前提に関する注記が必要になります。

ただし、貸借対照日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合には、注記は原則として不要ですが、新たな事象又は状況に起因する重要な不確実性が認められた場合には、重要な後発事象の注記の必要性について検討を行う必要があります。

なお、当該注記の必要性については、総合的かつ実質的に判断を行うものとし、事象又は状況が存在するか否かといった画一的な判断を行うことがないように留意する必要があります。

(2) 開示府令の適用

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営状況に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合、内容、対応策等を【事業等のリスク】及び【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】において、記載

する必要があります。

すなわち、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」が認められた場合には、【事業等のリスク】等で全般的に開示し、貸借対照日後に「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に「重要な不確実性」がなお存在する場合に、財務諸表等においても開示することになります。

9. その他

(1) 株券の電子化に伴う定款附則の削除について

いわゆる「株券の電子化」で株券喪失登録制度が廃止されたことにより、平成 22 年1月6日までは株券喪失登録簿を備え置く必要があるため、定款附則にその旨を定めている場合があります。

一般的に、当該附則は平成 22 年1月6日をもって削除されることが、定款上、明らかになっていますが、このような場合は定款の変更に該当しないものと考えられますので、当該附則が削除されることのみをもって、定款(変更部分)の添付は必要ありません。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析について

様式上の項目「財政状態及び経営成績の状況の分析」が、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】に変わり、「キャッシュ・フローの状況」に関する代表者の分析・検討内容についても、具体的に、かつ、分りやすく記載することになります。多くの会社については既に「キャッシュ・フローの状況」に関する分析・検討内容についても記載がなされているようですので、そのような会社についての記載事項はこれまでと同様なものとなることが考えられます。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について

新株予約権付社債券等であって、権利行使により割り当てられる株式または権利行使に際して支払われるべき金銭等の価額が当該有価証券の発行後の株価を基準として決定または修正がされるものを「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」と定義し、会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、【発行済株式】の内容の欄に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載(具体的な記載内容は開示ガイドライン5-7-2を参照、特質の記載については注記とした上、欄外に記載することも可能)する必要があります。また、欄外には、権利行使に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めの内容、その他投資者の保護を図るための必要な事項(開示府令第三号様式記載上の注意(20)eを参照)を記載する必要があります。

なお、【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】の項目における行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行後の権利行使の状況等の記載については、平成 22 年2月1日以後に開始する事業年度から適用となるため、

「適用がない」旨の記載を行うことが考えられます。しかしながら、当該項目において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の権利行使状況を記載することを妨げるものではありません。

(4) 会計基準等の適用について

上記5.～7.に示した会計基準等以外に、『『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)』、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」が公表、適用されているため、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載」が必要な場合があるので、留意が必要です。

また、「持分法に関する会計基準」、「資産除去債務に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」、「企業結合に関する会計基準」をそれぞれ早期適用する場合は、関連する財務諸表等規則等の改正に留意し、早期適用する旨の記載を【経理の状況】の冒頭部分に記載することが考えられます。

(5) 重点審査について

平成22年5月25日に「平成21年3月期有価証券報告書の重点審査及び状況調査結果について」を公表しております。

重点審査では、平成21年3月期の有価証券報告書において「調査票」を提出して頂き、1.「事業等のリスク等」、2.「監査報酬の内容等」、3.「関連当事者との取引等に関する注記」についてを審査を行いました。

その結果、1.「事業等のリスク等」については、のべ56社について、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、「事業等のリスク等」に、重要事象等が存在する旨及びその内容の記載がなかったもの等の、記載不備が認められました。2.「監査報酬の内容等」については、のべ29社について、提出会社の監査公認会計士等に支払った報酬のみを記載すべきであったのに別の監査法人等に支払った報酬を含めていた等の、記載不備が認められました。また、「関連当事者との取引等に関する注記」については、のべ17社について、提出会社と連結子会社との間に取引がある場合、連結財務諸表に名称、取引の内容等の注記を記載していなかった等の、記載不備が認められました。

以上、計98社(のべ102社)については、訂正報告書が提出されております。平成22年3月期以降の有価証券報告書の作成に当たっては、上記審査事項についてご留意願います。

なお、詳細はこちらをご覧ください。[リンク](#)

以 上